

魚津市告示第25号

公営費用納付額についての一部改正について

公営費用納付額について（平成28年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

本則の表中「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	206	魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）別表第1に掲げる額		
魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	539			
魚津市西布施地域活性化センター	体育館	794	8,448	24,792	26,091
	研修室A・研修室B	112.69			

」を「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	206	魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）別表第1に掲げる額		
魚津市村木コミュニティセンター	体育館	750			
魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	539			
魚津市西布施地域活性化センター	体育館	520	魚津市公民館条例（平成11年魚津市条例第22号）別表第1に掲げる額		
	研修室A・研修室B	111			

」に改め、同表小川田団地集会場の項を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。